

令和6年7月16日 受付 肝付町議会事務局 第294号	議長	局長	次長	係長
	電子	電子	電子	電子

議会運営委員会会議録

1. 日 時 令和6年7月8日(月) 午後1時30分開議
2. 場 所 鹿屋市議会及び第1委員会室
3. 出席議員 宮後 竜一・柳 一夫・前原 和幸・松元 健作・吉原 光
田中 義家・富永 洋一 (有留 智哉)

4. 事務局職員 堂園 尚作

5. 説明員 ()

6. 参考人 () () ()

7. 議事に付した事件

- ①鹿屋市議会議場視察
②継続調査事項について

8. 議事の経過概要

①鹿屋市議会議場視察

議場の音響システム等を更新した鹿屋市議会を訪問し、システムの導入時期や方法等についてレクチャーを受けた。また、システムの実演をしていただいたり、傍聴席や委員会室等も見せていただいた。

視察に参加した委員からは、「最新のシステムを導入することで、町民や傍聴者にとっても「議会が見やすくなったり、聞きやすくなるなどのメリットがあるのではないか。」「リースでシステムを導入することで、1度にまとまった経費がかかることがないのは魅力。」といった意見や「月50万円ほどの経費について、町民の理解を得ることが大切。」「日頃から議員がその職責をしっかりと果たすことが、理解を得ることに繋がるのでは…」等の意見が出され、今後は、業者によるデモンストレーションを実施するなど、さらに協議を進めることとなった。

②継続調査事項について

・政治倫理条例の改正について

「委員の数等変更が必要ではないか。」との意見も出されたが、「現時点では、見直しは行わない。」との意見が大半を占めたため、「今継続調査中の見直しは行わない。」こととなった。

・代表質問に係る規程について

・事務局でたたき台を作成し、協議していくこととした。

委員長 宮後 竜一

令和6年9月24日 受付 肝付町議会事務局 第280号	議長	局長	次長	係長
	電子	電子	電子	電子

議会運営委員会会議録

1. 日 時 令和6年8月8日(木) 午後1時30分開議
2. 場 所 第2第3委員会室及び第1委員会室
3. 出席議員 宮後 竜一・柳 一夫・前原 和幸・松元 健作・吉原 光
田中 義家・富永 洋一 (有留 智哉)
4. 事務局職員 堂園 尚作
5. 説明員 (西部電気工業 山口様外1名)
6. 参考人 () () ()

7. 議事に付した事件

- ①議場音響システムデモンストレーション
②代表質問の法整備について

8. 議事の経過概要

①議場音響システムデモンストレーション

(株)西部電気工業の協力を得て、議場音響システムのデモンストレーションを実施。前回の鹿屋市議会視察と同様、最新のシステムに委員からは、「うちの議場にも導入できたら町民や傍聴者にとってもメリットがあるのではないか。」等の意見が出されたが、やはり費用の話が出され、費用については、全委員が「高額である。」との認識を持ち、デモンストレーション後の協議において、「鹿屋市議会や今回のデモンストレーションのような議場音響システムの導入は見送り、マイク設備だけの更新で今後は話をする。」ということになった。

②代表質問の法整備について

「常任委員会の代表質問に関する規程(案)」を基に、規程について協議を行い、修正すべき箇所の修正を行い、規程を策定することとなった。(修正した規程を全議員に提示)

委員長

宮後 竜一

議会運営委員会次第

令和6年8月23日（金） 午前10時～午前11時45分

1. 開会

2. 委員長あいさつ

- ・台風10号が気になる。被害がでることも想定される。
- ・9月定例会に向けての議運となる。スケジュール等確認をお願いします。

3. 協議（事件）

第1号 9月定例会の会期日程について

8月30日（金）本議会（初日）

9月（12）日（木）・（13）日（金）本議会（中日）

9月（20）日（金）本会議（最終日）

会期：（22）日間

※いずれも午前10時開会

第2号 一般質問の取り扱いについて

- ・6人が通告書を提出（別紙のとおり）
「伺います」を「問う」に変更
- ・9月（12）日：4人、（13）日：2人を中日とする。

第3号 諸報告書の提出期限について

所管事務調査報告書、閉会中継続調査申出書は、

9月（17）日（火）17時までに事務局へ提出

第4号 常任委員会等の日程について

総務・文教委員会 9月（10）日（火）（10時～）

産業・福祉委員会 9月（10）日（火）（10時～）

議会広報委員会 9月（13）日（金）全協が入るかもしれな

いので終了後

議会運営委員会 9月(11)日(水) (10時~)

議員活動と議員定数調査特別委員会

8月(30)日(金) 全協終了後

※説明員の呼び出し等は、早めに事務局へ連絡してください。

◇決算審査特別委員会

9月定例会には、各会計歳入歳出決算の認定が提出されるので、決算審査特別委員会を設置し審査を行う。(日程等は、別紙のとおり)

・各課(局)の時間配分を増やしている。(10分程度)

第5号 定例会 付議事件

(初日：提出議題については別紙のとおり)

- ① 報告第2号 令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率については、町長・総務課長が報告を行う。報告については、質疑等を行わない。
- ② 承認第2号 令和6年度肝付町一般会計補正予算(第4号)の専決処分の承認を求めることについては、町長・総務課長が説明した後、質疑・討論・採決を行う。
- ③ 同意第2号から同意第4号の肝付町懲戒審査委員会委員の任命については、町長の説明を受けた後、質疑・討論・起立採決を1件ごとに行う。
- ④ 同意第5号 教育委員会委員の任命については、町長の説明を受けた後、質疑・討論・起立採決を行う。
- ⑤ 認定第1号から認定第7号の令和5年度各会計決算認定については、特別委員会を設置し、その特別委員会に審査を付託し審査を行う。(採決については、最終日の予定。)
- ⑥ 議案第31号 肝付町国民健康保険条例の一部改正については、町長・健康増進課長が説明した後、質疑・討論・採決を行う。
- ⑦ 議案第32号 消防ポンプ積載車の取得については、町長・総務課長が説明した後、質疑・討論・起立採決を行う。
- ⑧ 議案第33号 消防ポンプ自動車の取得については、町長・総務課長が説明した後、質疑・討論・起立採決を行う。
- ⑨ 議案第34号から議案第38号の令和6年度各会計補正予算は、町長及

び各会計担当課長が説明した後、質疑・討論・起立採決を会計ごとに行う。

- ・起立採決の基準として、意見が割れそうな案件と考えていた。
- ・賛成、反対がわからないので、はっきりした態度を示すために提案した。
- ・基本条例からすると説明責任がある。
- ・②の専決処分も起立採決を行う。
- ・体調により起立ができない場合は、臨機応変に対応する。

(中日：一般質問)

(最終日：議案は、中日に配付予定)

- ① 議案がある場合は、説明を受けた後、質疑・討論・採決を1件ごとに行う。(予算関係の議案については、起立採決とする。)
- ② 同意案件がある場合は、説明を受けた後、質疑・討論・起立採決を1件ごとに行う。
- ③ 常任委員会、特別委員会に付託された事件で、委員長報告及び発議(発委)があるものは、質疑・討論・採決を1件ごとに行う。
- ④ 閉会中の所管、所掌事務調査を議決する。
- ⑤ 議員派遣を議決する。

第6号 陳情書の取り扱いについて

- ① 母(王乖彦)が中国で不法に逮捕されている件に関する陳情
(提出者) 住所 東京都荒川区東日暮里6-5 4-4 メゾン
ドール403

氏名 張一文

※処理 () 委員会へ付託・文書配布 ⇒ 文書配布とする。

核廃絶・平和行政に関する要請について

※処理 () 委員会へ付託・文書配布 ⇒ 文書配布とする。

第7号 議員派遣について

1. 鹿児島県町村議会議長会主催常任委員長研修会

- ①目的 鹿児島県町村議会議長会主催研修会への出席
- ②派遣場所 鹿児島市
- ③期間 令和6年11月6日
- ④派遣議員 常任委員長及び議会運営委員長

2. 鹿児島県町村議会議長会主催広報研修会

- ①目的 鹿児島県町村議会議長会主催研修会への出席
- ②派遣場所 鹿児島市
- ③期間 令和6年11月7日
- ④派遣議員 議会広報委員会委員

3. 議長全国大会及び肝属郡町村議会議長会正副議長行政産業研修 視察

- ①目的 議長全国大会への出席及び肝属郡町村議会議長会正副議長政産業研修視察
- ②派遣場所 東京都・宮城県
- ③期間 令和6年11月11日～11月14日
- ④派遣議員 議長及び副議長

第8号 報告

- ・全員協議会（8月23日）での執行部からの説明（別紙）

第9号 その他

- ・8月20日県議長会が審査に来られた。傍聴者の受付簿について、個人情報 の指摘があった。傍聴者の受付簿をやめ、受付票を作成した。

- ・ 議会傍聴規則の改正を行う。

- ・ 決算委員会の傍聴者の呼びかけをお願いしたい。

- ・ 防災無線の点検をお願いしたい。

- ・ 田布尾議員より席の移動の話があった。

- ・ 傍聴者との意見交換について

議長・副議長・各常任委員長（3名）・議運長の6名で行う。

- ・ 議会コンサートの開催について

【休憩】

12月に開催する方針を進める。学校とも協議する。

- ・ 議員の欠席届について

徹底されていない状況もある。

各委員長も決裁ができる体制をとる。

4. 閉会

令和6年9月26日 受付 肝付町議会事務局 第397号	議長	局長	次長	係長
	電子	電子	電子	電子

議会運営委員会会議録

1. 日 時 令和6年8月30日(金) 午前9時30分開会
2. 場 所 第1委員会室
3. 出席議員 前原 和幸 ・ 松元 健作 ・ 吉原 光 ・ 田中 義家
富永 洋一 ・ 柳 一夫 ・ 有留 智哉
4. 事務局職員 堂園 尚作 ・ 西森 智和
5. 説明員 ()
6. 参考人 () () ()

7. 議事に付した事件

①9月定例会について

8. 議事の経過概要

①9月定例会について

議長より、「台風10号の接近に伴い、本日(8月30日)の定例会(初日)は、開会と会期の決定にとどめ延会し、議案の審議等は、日を改めたい。」との提案がされ、協議を実施した結果、全会一致で議長の提案通りとすることとした。

なお、9月2日を定例会(2日目)とし、9月2日から予定されていた「決算審査特別委員会」を9月3日から実施する予定となった。

※宮後竜一委員長 欠席

副委員長

柳 一夫

議会運営委員会次第

令和6年9月11日(水) 午前10時
第1委員会室

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

今回は、協議にあるとおり議会モニターの件と政策サポーターの件を協議することになる。
進め方については、悩むところであるがご意見等をいただきたいと思っている。
議会基本条例においても法令整備ができるとなっているので進めていきたいと思っている。
よろしくお祈いします。

3. 協 議(事件)

①議会モニターの法令整備について

■ 栗山町議会モニター設置要綱.pdf

■ 亘理町議会モニター設置規程.pdf

議会事務局長より

参考までに設置要綱等を示している。

委員長

まずは、それぞれの町の設置要綱をご確認ください。
亘理町(わたりちょう)の方がわかりやすいと思いますが如何でしょうか。

定数等を本町と比べて、一つずつ見比べていけばどうか。

亘理町の設置要綱を参考に修正していく。

○定数及び任期について

- ・募集するのか、お願いするのにかよるので、10人で良いと思う。
- ・亘理町(モニター人数10人):約33,000人
栗山町(モニター人数20人):約17,000人
- ・ハードル、入口を低くすることが必要ではないか。
- ・議会に対して提言があると思うが、そのようなことが求められるのか。
任期については、2年がよいかと思う。
- ・募集をしたときに、2年間は抵抗があると思うので、1年がよい。
- ・議会モニターの仕事内容を定めるべきではないか。
- ・仕事については、第6条を確認してください。
- ・仕事内容を見たときに、1年でもよいかと思う。
- ・再任を妨げないということで、1年でよいかと思う。

○資格について

- ・栗山町は「過去に」という文言がないので、こちらがよいと思う。
- ・年齢は満18歳となっているが、年齢は必要なく、このモニターに参加してもらうことが必要ではないか。公務員を外すのはどうかと思う。
- ・18歳未満となると、学校の関係があると思う。
- ・今後、声が上がってきた時点で検討してはどうか。
- ・原文のとおり、18歳以上でよいと思う。モニターの目的とは別だと思ふ。また、公務員は入れるべきではないと思う。
- ・年齢については、ハードル(任期を1年で再任を妨げない)を下げたことと整合性が無いと思う。仕事をしている人もいると思う。16歳以上でよいかと思う。議会に関心を持っていただきたい。少しでも年齢の幅を広げることが必要だと思う。
- ・一般モニターと例えば「学生モニター」を作ればどうか。子ども議会などにも繋がるのではないか。意見を聴かないと発展しないと思う。入りやすいのかなと思う。
- ・学生版を作成することになると、別の
- ・議会基本条例第9条にあるとおり、これに基づいた議会モニターを設立することが必要。
- ・年齢は撤廃してよいと思う。
- ・この内容で進めてみて、今後検討してみてもどうか。

【5分休憩】

委員長:再開します。

- ・資格について、18歳未満及び公務員についてはそのままにすることで承認いただいたと思います。
- ・(2)及び(3)もそのまま入れる。
- ・「その他議長が必要と認めること」が必要か？

○職務について

- ・「傍聴」の中に、YouTubeの視聴も含まれるのか？
- ・傍聴とは来て見ることなので、視聴も入れるべきだと思う。
- ・視聴を位置づけた時に、傍聴には来なくなることがないか。
- ・亘理町がモニターの負担が少ないのかなと思う。
- ・町議会議員と意見交換については、一人の議員と意見交換をしたことになるので、「モニター会議」は残したほうがよいのではないか。
- ・モニター会議は年に1回以上でよいと思う。
- ・「必要に応じて」としてはどうか。柔らかい文言にしてはどうか。
- ・モニターの方からも、意見を言う場合があると思う。
- ・意見交換会の開催を求めることができるようにしてはどうか。
- ・「年に1回」のままでよいのではないか。
- ・議会モニターは意見を聴くことを目的とするのであれば、このままでよいかと思う。
- ・「その他議長が必要と認めたこと」は先程のものとはパターンが違うと思うので入れた方がよいと思う。

○提出された意見等の処理について

○謝礼について

- ・説明員との取り扱いが違うので、無償でよいと思う。

○告示について

- ・「今年度中に・・・」ということも、あるので早めの告示とするべき。
- ・議会での承認は必要ないのか。

【休憩】

②議会政策サポーターの法令整備について（12時53分開会）

- 会津美里町議会政策サポーター会議設置要綱.pdf
- 飯綱町議会白書.pdf

委員長より

- ・提言をまとめて、町長へ提出する。
- ・議会基本条例では、政策

○目的について

- ・「町民等」とした方が、勤務地（例えば、JAXAなど）となっている方も含めてよいのではないかと。「等」を入れたほうが幅広く受け入れられると思う。
- ・「町民目線で」となっているので如何なものか。
- ・勤務地となっているので、町民目線ということになる。
- ・「町民と議会」にカッコ書きは必要ないか。
- ・「町民と町に勤務する」としてはどうか。

○組織について

- ・地域で割り振ることも考えられるのではないかと。平均的に集まれるようなサポーターであるべきではないか。
- ・決まった人ばかりになるような気がする。
- ・職業ごとに分けるなどしないと、専門的な意見ができないのではないかと。
- ・飯綱町20人（人口：約11,000人） 会津美郷町37人（人口：約20,000人）
- ・議事進行は議長が進めるという認識でよいのか。
- ・議長進行であれば委員長・副委員長は必要ないと思うので、それを決めてはどうか。
- ・政策サポーターなので議長が仕切るのがよいかと思う。
- ・議長が行うことは大変だと思う。
- ・政策の提言によって、常任委員会のできるのではないかと。
- ・政策サポーター制度は、町民と一緒に議論して政策として町長に提言することになるので常任委員会にふることは無いと思う。議論するテーマは議会が決めることになるので・・・。

○任務について

- ・飯綱町のままで「任務」でよいと思う。
- ・町民の後に「等」をいれたらよいと思う。

○謝金について

- ・飯綱町のままでよいと思う。

【休憩】

- ・町長に意見として提出する時に、議会を飛び越えて提出するような気がするが...
- ・サポーターは補助機関と思っている。
- ・飯綱町の基本条例では、「議会は、政策提言活動に積極的に取り組む。その際、町民目線での政策研究の一環として「政策サポーター制度」を創設することができる。」となっているので、そのような取集になると思う。
- ・議会のサポーターは、下からの意見ではなくて、テーマを決めて町長に提言することになるので、町民の意見を拾い上げてすることではない。
- ・テーマを投げかけて、提言とする。
- ・たたき台(テーマ)を設けて、会議を開くことになる。
- ・町民と議会の協働により政策提言に取り組むものと思っていた。
- ・町民が政策の議論に参加することが目的。

③閉会中の継続調査について

- ・常任委員会の代表質問に関する規程について
最後の確認までできておらず、確認不足もあるかと思うが...

4. その他

○ペーパーレス化について

- ・説明する際に課長が共有しながら操作をしていた。どこが対応するのか。
- ・総務課長と協議したところ、議会事務局で操作してもらえないかと相談があった。事務局職員もそれぞれ役割があるので、対応は難しいと回答。質問に対しては、共有できる体制がとれていない。
- ・質問する時に共有ができない状況である。
- ・予算、決算などは、受けるべき(執行部側)がするべきだと思う。
- ・起立して対応しないといけないのか、不明な部分はある。
- ・パソコンの操作についてはやってみないとわからない部分はある。そこから改善すべきことを協議していければよいと思う。例えば、ソフトの導入など必要な検討をすればよいと思う。
- ・少しずつ変えていけばいいと思う。今回はやってよかったと思う。
- ・起立する理由など、きちんとした根拠がなければいろいろと変えて行けばよいと思う。

○一般質問について

- ・事前打ち合わせをしないといけないことから、家に来てほしいとお願いされた。ハラスメントの協議がされている中、地位を使ってのハラスメントがある。紙一重となる。お互いに解決策がないか。
- ・職員が来て自宅で打合せをすることがあった。職員が伺いますとのことだった。
- ・執行部が打合せをしたいから、役場に来てくれということは許せない。
- ・自宅に来てもらったことはない。執行部の方に行っている。打合せをしたいのでいつ

が都合がよいかと聞かれるので、それに対応している。

- ・一般質問には、答弁に対して想定してその場に対応している。
- ・家に来いというのは言語道断。
- ・打合せをしないほうがスッキリする。

○10月18日(金)の郡議長会議員大会

- ・昨年は錦江町で開催。グループ討議(過疎化など)を実施。
- ・今年は温泉ドームで開催。
- ・グループ討議の内容について全協の中で投げかけたが回答がなかった。
- ・ぜひ、議運の委員の皆様テーマを提案してほしい。
- ・例えば、ペーパーレス化の取り組みなど
- ・テーマは2つ考える。

テーマ

- ・決算、予算の審議の仕方や取り組み。
- ・ペーパーレス化の取り組み(メリット・デメリット)

○一般質問(中日)は、関係する課長のみ出席することになるので、執行部側は少ない状況となる。

○次回はこの開催について

- ・傍聴者との意見交換会終了後、開催する。

5. 閉会(午後2時53分)

議会運営委員会次第

令和6年9月20日(金) 午後1時30分～
第1委員会室

1.開会

2.委員長あいさつ

9月定例会も無事終了しました。

連日の決算審査特別委員会も行われました。

本日は、協議として代表質問に関する規程の最終確認と9月定例会の反省について、12月議会に向けて対応ができればと思います。

よろしくお願いします。

3.協議(事件)

① 常任委員会の代表質問に関する規程の最終確認

■ 2 肝付町議会常任委員会の代表質問に関する規程.pdf

それでは、規程の確認をお願いします。

最後の通告書までの確認をお願いします。

- ・質問の意図がわからない場合の対応として、執行部は確認をする必要はないか。
- ・議会基本条例第11条第4項に「議長から会議への出席を要請された町長等は、議員の質問及び質疑並びに提案内容に対して、議長又は委員長の許可を得て、論点の明確化を図るため確認することができる。」にある「議員の質問」が適用となるのではないかと思う。
- ・12月から代表質問ができるのでお願いします。
- ・議会運営委員会で決めて、全協で報告は必要ないか。
- ・附則の日付は、令和6年9月20日からとする。

② 9月定例会の反省

9月定例会で、お気づきの点や12月に向けての意見などお聞かせいただきたいと思います。

◆ペーパーレス化について

・今回よりペーパーレス化で行った。何度も申し上げているが、決算審査については成果説明でやるべきであるが、執行した部分だけのものだった。

今回、東串良町議会を傍聴した。成果説明の内容をパソコンで見させていただいた。

東串良町の成果説明書は、私達が質問したことが、すでにうたっていることに驚いた。

この成果説明は、タブレットになる前からやっていたのか確認をしたところ、以前からやっていたとのことだった。

その主要施策の成果説明については、東串良は地方自治法233条5項に基づいて記載している。次回からはそのようなことをやるべきではないかと思う。

・今回の決算審査委員会で、畜産課が対応していたような資料で説明していた。デジタル化にあった説明を執行部をお願いする必要があるのではないか。

・補助金に対する説明(調査内容)が書かれていた。地方自治体の差が出てくる。

・私も議員となって6年ですが変わってないと思っている。成果説明をしっかりしていけばペーパーはいらないということになるのか。

- ・10月18日の研修会のグループ討議で、予算書・決算書に係る資料を各町より提供していただく予定である。
- ・本町も地方自治法に基づいて資料を作成している。
- ・説明を求める側が資料の提出を求めるべきではないか。

◆YouTubeの配信について

- ・YouTubeの配信方法を見直した方がよい。開かれた議会を目指すのであれば、見直したほうがよい。
- ・委員会なども流しているのではないかと。また、町のホームページが見にくいという意見がある。YouTubeの活用は必要である。
- ・他の自治体を参考に時間をとって勉強会をしてはどうか。
- ・実例をあげて提案してはどうか。

◆執行部(課長)の招集について

- ・課長の招集に関しては、どちらが判断されるのか。
- ・総務課長と局長が協議をしている。
- ・自席で対応しているのか。
- ・自席で対応していると聞いている。
- ・緊張感を持ってすべきであることから、本会議は全員出席すべき。
- ・自席待機で配信を見ている課長もおり、業務をしている課長もいた。
- ・自席待機は、仕事ができるから助かるという意見があった。
- ・12月議会もこのような対応でお願いしたいと思う。

4.その他

傍聴者との意見交換について

- ・振興会連絡協議会との意見交換会をしてほしいと意見があった。定数条例の改正もあったことから、議会報告会も協議をしていこうと考えている。
- ・議場でのミニコンサートの状況は。
- ・正式に学校へ依頼しようと考えている。12月議会の中日を考えている。

次回の開催日程について

- ・調整させてもらいたい。

5.閉会